

雇用情報にほんまつ

令和5年4月号

管内人口(令和5年3月1日現在)

二本松市	51,990 人
本宮市	29,986 人
大玉村	8,758 人

ハローワーク二本松

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162番地5

TEL0243-23-0343

雇用動向

令和5年2月内容

- ▶ 有効求人倍率は1.67倍で前月を0.20ポイント下回った。なお月間有効求職者数は1,298人で前月より5.4%増加し、月間有効求人数は2,174人で前月から5.5%減少した。
- ▶ 新規求人倍率は1.64倍で前月を1.13ポイント下回った。なお新規求職者数は389人で前月より6.0%増加し、新規求人数は637人で前月から37.4%減少した。

▶ 有効求人倍率	二本松	1.67 倍	(前月比 - 0.20ポイント)
	福島県	1.43 倍	(前月比 - 0.06ポイント)
	全国	1.34 倍	(前月比 - 0.01ポイント)
▶ 完全失業率	全国	2.6 %	(前月比 + 0.2ポイント)
▶ 新規求職者数	二本松	389 人	(前月比 + 22人)
▶ 新規求人数	二本松	637 人	(前月比 - 381人)
▶ 有効求職者数	二本松	1,298 人	(前月比 + 67人)
▶ 有効求人数	二本松	2,174 人	(前月比 - 127人)

図1 新規求職者数・新規求人数

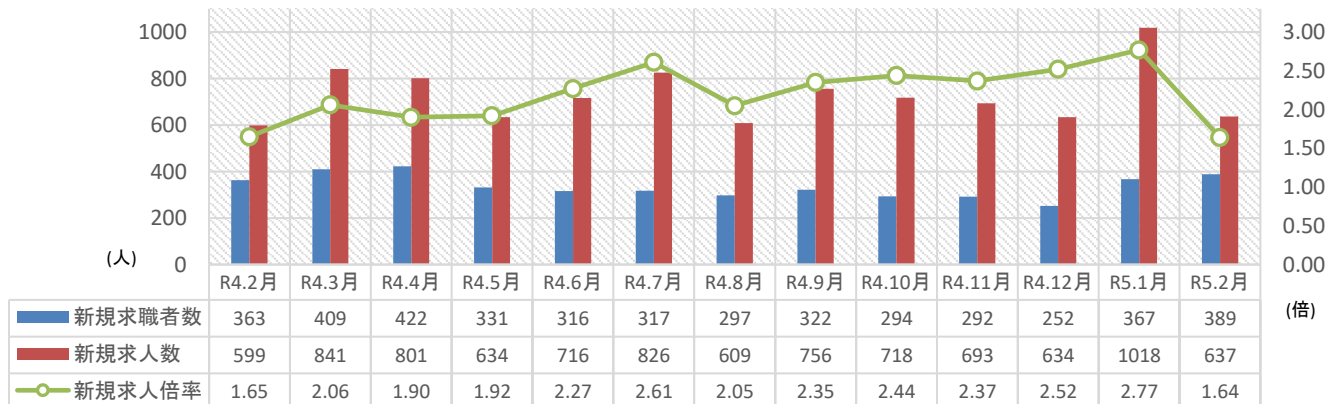
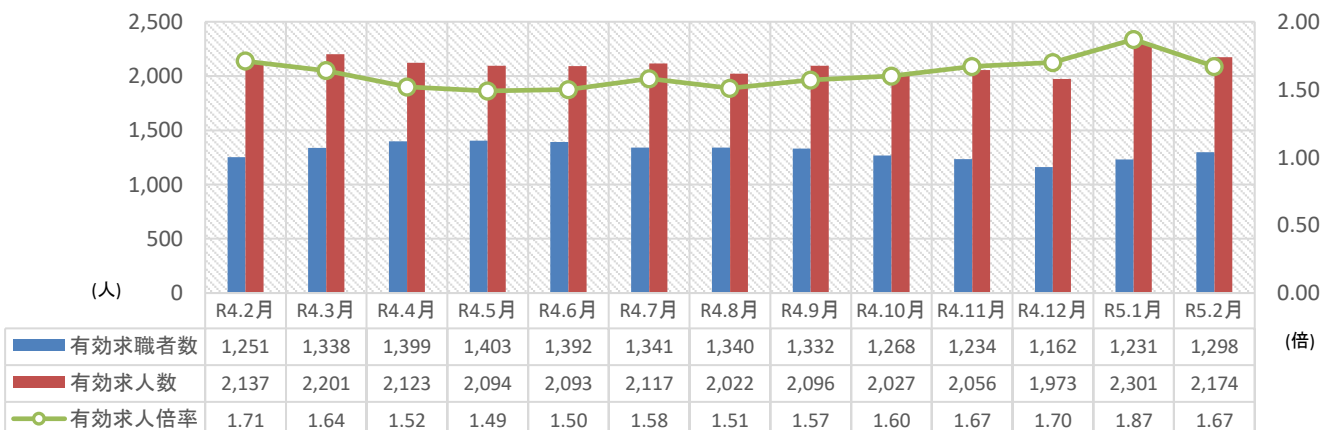


図2 有効求職者数・有効求人数



【表1】一般職業紹介状況

区分	項目	令和5年2月			前月		前年同月		
		計	男	女	うち常用	計	うち常用	計	うち常用
1	新規求人数	637	-	-	613	1,018	935	599	552
2	月間有効求人数	2,174	-	-	2,045	2,301	2,119	2,137	1,917
3	新規求職申込件数	389	189	200	389	367	366	363	362
	うち中高年	220	114	106	220	214	213	192	192
4	月間有効求職者数	1,298	620	678	1,276	1,231	1,202	1,251	1,223
	うち中高年	748	379	369	729	712	685	663	638
5	紹介件数	370	188	182	343	347	312	364	340
	うち中高年	219	126	93	198	194	171	181	166
6	就職件数	120	41	79	114	102	86	108	98
	うち中高年	56	25	31	51	51	41	48	40
7	充足数	127	-	-	125	74	62	113	99
8	新規求人倍率	1.64	-	-	1.58	2.77	2.55	1.65	1.52
9	有効求人倍率	1.67	-	-	1.60	1.87	1.76	1.71	1.57
10	就職率(%)	30.8	-	-	29.3	27.8	23.5	29.8	27.1
	うち中高年	25.5	-	-	23.2	23.8	19.2	25.0	20.8
11	充足率(%)	19.9	-	-	20.4	7.3	6.6	18.9	17.9

※学卒を除きパートを含みます。

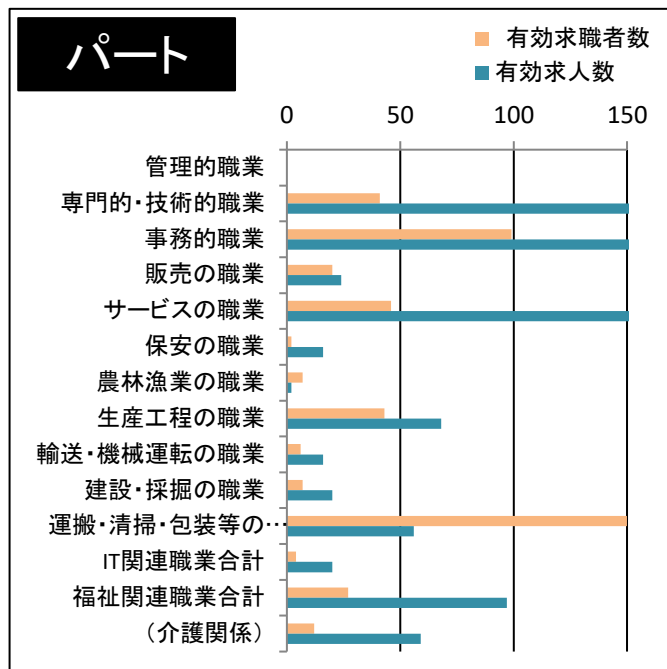
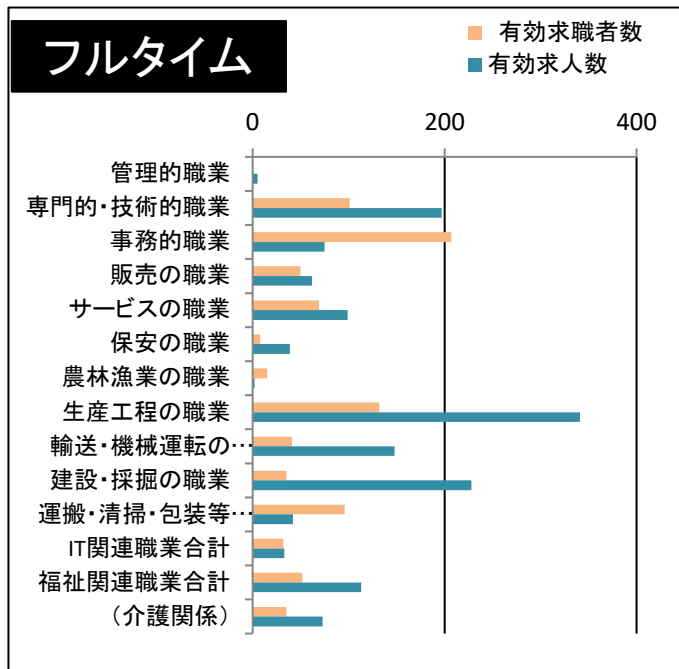
注)男女別を記載しないで求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

【表2】職業別賃金情報・バランスシート

職業	新規求人 平均賃金 (千円)	新規求職 希望賃金 (千円)	有効求人数 (常用)		有効求職者数 (常用)		有効求人倍率 (常用)		
			フルタイム	パート	フルタイム	パート	フルタイム	パート	パート
職業計	220	189	1,238	807	813	463	1.60	1.52	1.74
A 管理的職業	307	150	5	0	1	0	5.00	-	-
B 専門的・技術的職業	240	203	197	229	101	41	3.00	1.95	5.59
C 事務的職業	201	177	75	186	207	99	0.85	0.36	1.88
D 販売の職業	192	199	62	24	50	20	1.23	1.24	1.20
E サービスの職業	182	185	99	190	69	46	2.51	1.43	4.13
F 保安の職業	174	0	39	16	8	2	5.50	4.88	8.00
G 農林漁業の職業	215	218	2	2	15	7	0.18	0.13	0.29
H 生産工程の職業	207	192	341	68	132	43	2.34	2.58	1.58
I 輸送・機械運転の職業	257	178	148	16	41	6	3.49	3.61	2.67
J 建設・採掘の職業	252	209	228	20	35	7	5.90	6.51	2.86
K 運搬・清掃・包装等の職業	221	176	42	56	96	150	0.40	0.44	0.37
IT関連職業合計	240	191	33	20	32	4	1.47	1.03	5.00
福祉関連職業合計	206	194	113	97	52	27	2.66	2.17	3.59
(介護関係)	191	182	73	59	35	12	2.81	2.09	4.92
分類不能の職業	0	197	0	0	58	42	0.00	0.00	0.00

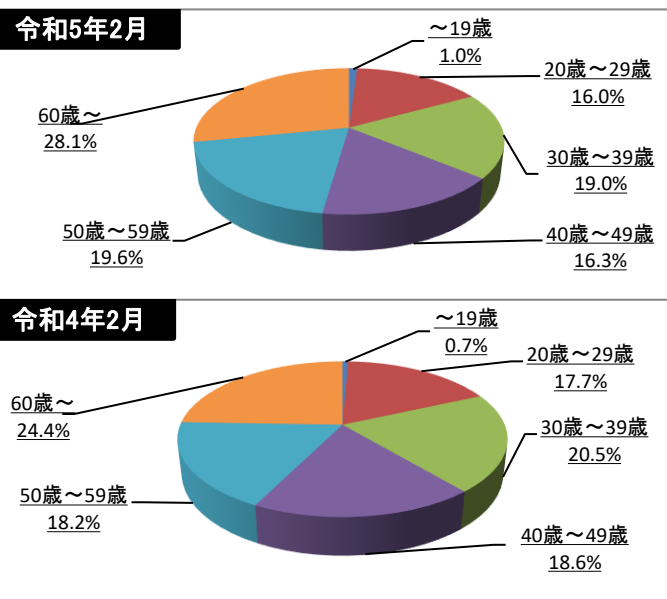
※臨時求人は含みません。このため、本月計と一致しないことがあります。

図3 職業別バランスシート



【表3】年代別有効求職者分布状況 ※パートを含む

年齢	有効常用求職者数		
	令和5年2月	前年同月	前年同月増減
合計	1,276	1,223	53
全体に対する割合	100%	100%	4.3
～19歳	13	8	5
	1.0%	0.7%	62.5
20歳～29歳	204	216	▲12
	16.0%	17.7%	-5.6
30歳～39歳	242	251	▲9
	19.0%	20.5%	-3.6
40歳～49歳	208	227	▲19
	16.3%	18.6%	-8.4
50歳～59歳	250	222	28
	19.6%	18.2%	12.6
60歳～	359	299	60
	28.1%	24.4%	20.1



【表4】雇用保険取扱状況

項目	区分	令和5年2月	前月	前年同月	対前月比	対前年同月比
適用事業所数		1,564	1,567	1,568	▲0.2	▲0.3
被保険者数		25,987	26,022	25,888	▲0.1	0.4
資格取得者数		201	276	208	▲27.2	▲3.4
資格喪失者数		236	275	246	▲14.2	▲4.1
離職票交付枚数		153	167	141	▲8.4	8.5
受給資格決定件数		74	46	70	60.9	5.7
初回受給者数		40	45	53	▲11.1	▲24.5
受給者実人員		229	252	219	▲9.1	4.6
基本手当総支給額(千円)		26,630	33,283	25,350	▲20.0	5.0
特例一時金受給者数		2	31	3	▲93.5	▲33.3
再就職手当支給人員		13	23	18	▲43.5	▲27.8
教育訓練給付受給者		2	3	3	▲33.3	▲33.3

「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）」を 4月1日に創設しました

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

※ 助成金の詳細は、「産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）のご案内」をご確認ください。

「産業雇用安定助成金(事業再構築支援コース)のご案内」はこちら →



助成の対象（主な要件）

事業主

- 令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」※1の応募書類を提出し、交付決定を受けていること
 - ※1 第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限ります。また、事業計画に記載する「実施体制」の中に人材確保に関する事項を記載した場合に限ります。
- 下記の労働者の雇入れにあたって、次のa～cの全ての条件を満たすこと
 - 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること
 - 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（パートタイム労働者は除く）として雇い入れること
 - 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること
- 下記の労働者の雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に、雇用する労働者を解雇等していないこと

労働者

- 「事業再構築補助金」の交付決定を受けた事業に関する業務に就く者で、次の①と②に該当する者
- 次のaかbのいずれかに該当する者
 - 専門的な知識や技術が必要となる企画・立案、指導（教育訓練等）の業務に従事する者
 - 部下を指揮および監督する業務に従事する者で、係長相当職以上の者
 - 1年間に350万円以上の賃金※2が支払われる者
 - ※2 時間外手当および休日手当を除いた、毎月決まって支払われる基本給および諸手当に限ります。また、助成金の支給については、支払われた賃金が175万円以上の支給対象期に限ります。

助成の内容

	中小企業	中小企業以外
助成額	280万円/人※3 (140万円×2期※4)	200万円/人 (100万円×2期)
助成対象期間	1年	

※3 一事業主あたり5人までの支給に限ります。

※4 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分けて支給します。

受給までの流れ

1 事業再構築補助金の応募書類の提出※1

2 採択審査委員会による審査・採択※1

3 事業再構築補助金の交付申請※1

4 事業再構築補助金の交付決定※1

5 対象労働者の雇入れ※2
(補助事業実施期間内)

6 産業雇用安定助成金の支給申請※3

7 産業雇用安定助成金の受給※4

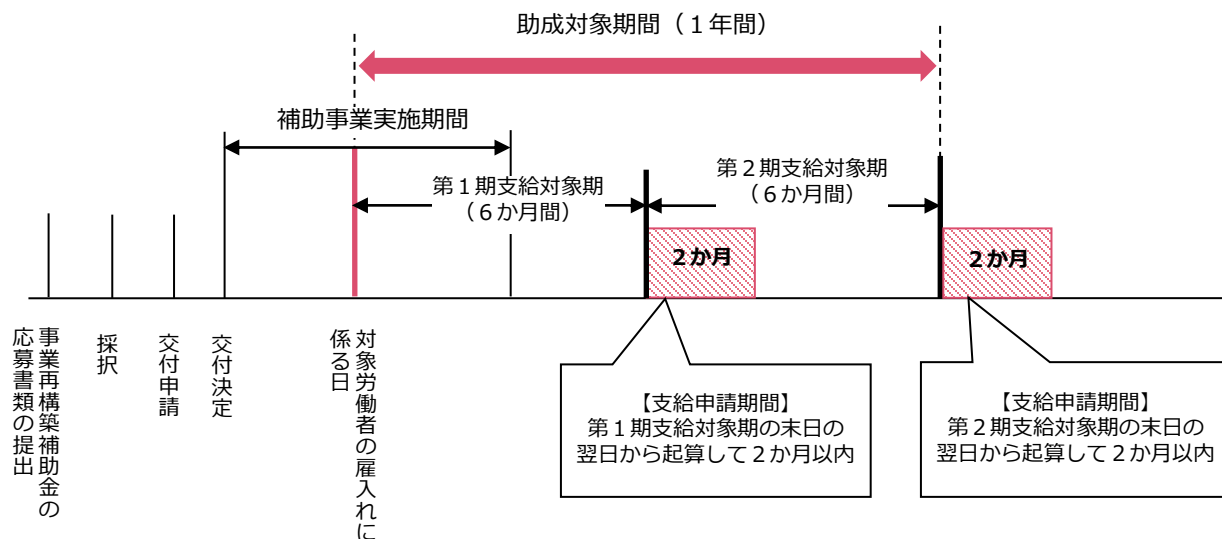
※1 事業再構築補助金の応募、申請先は中小企業庁です。詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※2 事業再構築補助金について事前着手の承認を受けている場合は当該補助金に係る応募書類の提出日の翌日以降の雇入れが対象となります。また、事業再構築補助金の計画変更により人材確保に関する事項を記載し承認を受けた場合、当該承認日の翌日以降の雇入れが対象となります。補助事業実施期間や、事前着手の承認についての詳細は事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

※3 各支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から2か月以内に支給申請書を作成し、**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。

※4 支給申請書に基づき、助成金を支給します。

イメージ



参考：事業再構築補助金とは？

目的：ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編など、思い切った事業再構築に意欲を持った中小企業等の挑戦を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。（中小企業庁が実施）

詳細は、事業再構築補助金ウェブサイトをご確認ください。

ウェブサイトはこちら →



申請・お問い合わせ

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話：0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。

ご不明な点は、上記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。